

猟銃・空気銃所持許可証の 許可証番号及び交付年月日について

注 意 事 項

- 1 猟銃又は空気銃を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。
- 2 猟銃又は空気銃は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。
- 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。
- 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。ただし、その他の猟銃又は空気銃の所持の許可に係る事項が記載されているときは、失効し、又は取り消された許可に係る事項のまっ消の申請をしなければならない。

許 可 証 番 号 第	号
原 交 付	年 月 日
交 付	年 月 日

本 籍	見	
住 所		
氏 名	本	写 真
	(男・女)	
生年月日	年 月 日	押し出し スタンプ

香川県公安委員

この部分を
狩猟免許更新
申請書の
所定の欄に
記入し、
このページの
コピーを提出
して下さい。